

男女共同参画の視点を踏まえた仮設住宅における災害対応について

平成23年6月23日
内閣府男女共同参画局

東日本大震災に関しては、男女共同参画の視点を踏まえた避難所等での生活に関する対応について、これまでもお願いしているところですが、被災地では避難所から仮設住宅へと生活の場が移りつつあります。仮設住宅での生活を安全・安心なものとし、生活再建を進めていただくに当たり、男女共同参画の視点に立って、性別や世代別に対応したきめ細かな支援が必要です。このため、関係機関において、以下をご参考にさせていただき、現地の生活者のニーズを把握しながら、きめ細かな支援にご配慮いただくよう、お願いします。

なお、民間賃貸住宅を仮設住宅として活用している場合についても、同様にご配慮いただくよう、お願いします。

【1】安心・安全の確保に配慮した対応

仮設住宅に死角や暗い場所があると、女性や子どもに不安感を与えたり、犯罪の発生が懸念されます。そうしたことを意識した上で、以下をご参考に、仮設住宅の周辺環境の整備や、被災者への防犯意識の啓発等にご配慮いただきたい。

- (1) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ
- (2) 街灯や夜間照明等の工夫
- (3) 夜間の見回り（巡回）の実施

【2】ストレス軽減、心のケア等のための対応

仮設住宅では、「孤立化」、「引きこもり」、「過度の飲酒」等の問題の発生が懸念されます。阪神・淡路大震災では、男性に多くその傾向が見られました。さらに、ストレス等が引き起こす、配偶者からの暴力や子どもへの虐待も懸念されます。これらの問題の防止等のため、以下をご参考にさせていただきたい。

- (1) 交流の場づくり
- (2) 生きがいづくり
 - ・「出番」や「仕事」は生きがいにつながる。花の栽培、清掃、昔語り、昔遊びの伝承など、コミュニティの中での役割を作る。
- (3) 悩みの電話相談や巡回相談の実施、生活支援のための相談員の配置
- (4) 保健師等による巡回相談の実施

【3】仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等への対応

仮設住宅敷地内のコミュニティスペースの設置やその仮設住宅コミュニティの運営体制を整えることが重要であるため、以下をご参考にしていただきたい。

(1) 集会所、集会スペース等の設置

- ・交流を図るため、集会場や集会スペースを作る。その運営に当たっては、女性も気軽に使えるよう工夫する。
- ・空きスペースにテントを設置するなどして、喫茶スペースやサロンとして活用する。
- ・民間支援団体等（コミュニティビジネスを含む。）が支援活動で空きスペースなどを使用できるようにする。

(2) 移動市場、仮設スーパー等による生活支援体制づくり

(3) 情報発信、情報交換

- ・行政情報、民間支援情報等をわかりやすくまとめて被災者に届ける。
- ・関係行政機関（都道府県、市区町村、男女共同参画センター、福祉事務所、児童相談所等）、民間支援団体等が連携を密にし、相互に情報交換を行う。

(4) 相談窓口の一元化

- ・相談、支援情報等の問い合わせ窓口の一元化を進める。

【4】女性の参画の推進と生活者の意見反映

仮設住宅や地域コミュニティの運営において、女性の参画を推進するとともに、女性を始めとする生活者の意見を集約・反映できるよう、ご配慮いただきたい。